

○ 貸借対照表

平成 年 月 日

(金額単位：円)

資 産				負 債 ・ 資 本			
科 目	金 額	内 訳		科 目	金 額	内 訳	
		保証業務	促進業務			保証業務	促進業務
(資産の部)				(負債の部)			
I 流動資産	× × ×	× × ×	× × ×	I 流動負債	× × ×	× × ×	× × ×
1. 現金及び預金	× ×	× ×	× ×	1. 短期借入金	× ×	× ×	× ×
2. 有価証券	× ×	× ×	× ×	2. 1年以内返済予定長期借入金	× ×	× ×	× ×
3. 前払費用	× ×	× ×	× ×	3. 受入預託金	× ×		× ×
4. 未収収益	× ×	× ×	× ×	4. 前受収益	× ×	× ×	
5. 短期貸付金	× ×		× ×	5. 未払費用	× ×	× ×	× ×
6. その他流動資産	× ×	× ×	× ×	6. 賞与引当金	× ×	× ×	× ×
貸倒引当金	△ × ×	△ × ×	△ × ×	7. その他流動負債	× ×	× ×	× ×
II 固定資産	× × ×	× × ×	× × ×	II 固定負債	× × ×	× × ×	× × ×
1. 有形固定資産	× × ×	× × ×	× × ×	1. 長期借入金	× ×	× ×	× ×
建物及び構築物	× ×	× ×	× ×	2. 支払準備金	× ×	× ×	× ×
減価償却累計額	△ × ×	△ × ×	△ × ×	保険金	× ×	× ×	
計	(× ×)	(× ×)	(× ×)	交付金	× ×	× ×	× ×
車両運搬具	× ×	× ×	× ×	3. 保証責任準備金	× ×	× ×	
減価償却累計額	△ × ×	△ × ×	△ × ×	4. 引当金	× ×	× ×	× ×
計	(× ×)	(× ×)	(× ×)	債務保証損失引当金	× ×	× ×	
工具器具備品	× ×	× ×	× ×	退職給付引当金	× ×	× ×	× ×
減価償却累計額	△ × ×	△ × ×	△ × ×	5. 特別準備金及び特別支援金	× ×	× ×	
計	(× ×)	(× ×)	(× ×)	6. 求償債務	× ×	× ×	
土地	× ×	× ×	× ×	7. その他固定負債	× ×	× ×	
建設仮勘定	× ×	× ×		III 保証債務	× × ×	× × ×	
2. 無形固定資産	× × ×	× × ×	× × ×	負 債 合 計	(())	(())	(())
ソフトウェア	× ×	× ×	× ×				
電話加入権	× ×	× ×	× ×	(資本の部)			
その他無形固定資産	× ×	× ×	× ×	1. 出資金	× ×	× ×	
3. 投資その他の資産	× × ×	× × ×	× × ×	2. 繰入金	× ×	× ×	
長期預金	× ×	× ×	× ×	3. 準備金	× ×	× ×	
投資有価証券	× ×	× ×	× ×	繰越欠損金	× ×	× ×	
外部出資金	× ×	× ×	× ×	4. 繰越利益金 (又は繰越欠損金)	× ×		× ×
特別外部出資金	× ×	× ×	× ×	5. 当期利益金 (又は当期損失金)	× ×	× ×	× ×
敷金・保証金	× ×	× ×	× ×	6. その他有価証券評価差額金	× ×	× ×	× ×
長期前払費用	× ×	× ×	× ×	資 本 合 計	(())	(())	(())
長期貸付金	× ×		× ×				
求償権	× ×	× ×					
求償権償却引当金	△ × ×	△ × ×					
計	(× ×)	(× ×)					
その他の資産	× ×	× ×	× ×				
貸倒引当金	△ × ×	△ × ×	△ × ×				
III 保証債務見返	× × ×	× × ×					
資 産 合 計				負 債 及 び 資 本 合 計			

(記載上の注意)

- 1 重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。なお、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 農業信用基金協会が将来にわたって業務を継続するとの前提（以下「継続基金協会の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続基金協会の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属する書類に反映しているか否かの別
 - (2) 記載金額の端数処理
 - (3) 固定資産の償却年数、残存価額の変更
 - (4) リースにより使用する固定資産。ただし、資産計上するものを除く。
 - (5) 所有権が留保された固定資産
 - (6) 役員に対する金銭債権・債務
 - (7) 担保に供されている資産
 - (8) その他採用した重要な会計方針
 - (9) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
 - (10) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な資産及び負債については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって、記載すること。